

平成18年3月佐倉市、酒々井町清掃組合議会臨時会

○議事日程

平成18年3月30日（木曜日）午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案の上程

議案第1号～議案第3号、提案理由の説明、質疑、討論、採決

---

○本日の会議に付議した事件

1. 開 会
2. 会議録署名議員の指名
3. 会期の決定
4. 議案の上程
5. 提案理由の説明
6. 質 疑
7. 討 論
8. 採 決
9. 閉 会

○出席議員（５名）

議長	望	月	清	義	君
副議長	岩	澤		正	君
1番	森	本	一	美	君
3番	森	野		正	君
4番	戸	村	庄	治	君

---

○欠席議員（なし）

---

○執行部

管理者	渡	貫	博	孝
副管理者	小	坂	泰	久
収入役	大	川	靖	男

---

○説明のため出席した者の職氏名

事務局長	太	田	登	貴	夫
次長	小	林	一	丈	
総務課長	石	原	す	み	子
施設管理課長	稲	田			明

---

○構成市町出席職員

佐倉市経済部長 環境部	渡	辺	義	本
佐倉市廃棄物 対策課長	菊	地		順
酒々井町生活 環境課長	神	保	弘	之

---

○議会事務局出席職員氏名

総務課 長補佐	門	山	孝	雄
------------	---	---	---	---

---

○連絡員

施設管理課  
副主幹

市原敏彦

総務課人事係  
給与係長

秋葉和夫

---

◎開会及び開議の宣告

(午前10時02分)

○議長（望月清義君） 皆さん、おはようございます。ご苦労さまでございます。これより平成18年3月佐倉市、酒々井町清掃組合議会臨時会を開催するに当たり、事務局は傍聴人の入場を停止してください。

ただいまの出席議員は5人で、議員定数の半数以上に達しております。

よって、平成18年3月佐倉市、酒々井町清掃組合議会臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

○議長（望月清義君） 日程に先立ちまして、監査委員より例月出納検査の報告がありました。その写しをお手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（望月清義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第49条の規定により、森本一美君、岩澤正君の両名を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（望月清義君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。会期の決定につきましては、会議規則第4条の規定により、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（望月清義君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

---

◎議案の上程

○議長（望月清義君） 日程第3、議案の上程を行います。

お諮りいたします。議案第1号から議案第3号までを一括議題とすることにご異議ご

ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(望月清義君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第3号までを一括議題といたします。

---

◎議案第1号～議案第3号の提案理由の説明、質疑、討論、採決

○議長(望月清義君) 提案理由の説明を求めます。

管理者、渡貫博孝君

○管理者(渡貫博孝君) 管理者でございます、佐倉市長の渡貫博孝でございます。ただいまから提案理由の説明を申し上げます。

本日佐倉市、酒々井町清掃組合議会3月臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には全員ご出席を賜り、深く感謝を申し上げます。ただいまから本日提案をいたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号は、専決処分の承認を求めることについてでありまして、処分内容は千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、急施を要するものと認め、平成18年3月6日に専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるものでございます。

議案第2号は、佐倉市、酒々井町清掃組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。今回の改正は、国、県、構成市町において実施されます平成18年4月1日からの給与構造改革に伴い、給料表水準の引き下げ、級号給構成、昇給制度の見直し等を行い、また地方自治法の改正に基づき、調整手当を廃止し、新たに地域手当を制定しようとするもので、この改正に合わせまして、条文の整理を行おうとするものでございます。

議案第3号は、人事案件でありまして、佐倉市、酒々井町清掃組合監査委員に押尾完氏を選任いたしたいので、清掃組規約第11条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、本日提案をいたしました議案についてご説明を申し上げます。何とぞよろしくご審議の上、原案どおり可決くださるようお願い申し上げます。提案理由の説明を

終わります。

○議長（望月清義君） 事務局より提案理由の補足説明を求めます。

事務局長、太田登貴夫君

○事務局長（太田登貴夫君） 事務局長の太田登貴夫でございます。それでは議案のご説明をさせていただきます。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについてをござんください。読み上げさせていただきます。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

処分事項。

千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について。

平成18年3月30日提出 佐倉市、酒々井町清掃組合管理者渡貫博孝

次ページをお開きください。専決処分書でございます。読み上げさせていただきます。

専決第1号。専決処分書。千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、千葉県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議については、急施を要するものと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定により、次のとおり承認する。

平成18年3月6日 佐倉市、酒々井町清掃組合管理者渡貫博孝

内容につきましては、千葉県市町村総合事務組合を組織する市町村の廃置分合によりまして、2市22町村が廃止となり、5市1町が設置されました。廃止市町村名と新市町名を申し上げます。夷隅町、大原町、岬町が廃止され、いすみ市となりました。八日市場市、野栄町が廃止され、匝瑳市となりました。富浦町、富山町、三芳村、白浜町、千倉町、丸山町、和田町が廃止され、南房総市となりました。佐原市、山田町、栗源町、小見川町が廃止され、香取市となりました。成東町、山武町、蓮沼村、松尾町が廃止され、山武市となりました。横芝町、光町が廃止され、横芝光町となりました。下総町、大栄町は成田市に編入となりました。

また、市町村合併により、八つの一部事務組合が解散となり、10の一部事務組合の名称が変更されました。

このことにより、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数が減少となります。また、千葉県自治センターとの統合により、千葉県自治センターの事務でありました職員の共同研修機関の設置、及び運営事務、及び職員採用試験の合同実施事務を、千葉県市町村総合事務組合の共同処理事務に追加することとなり、また議会、執行機関についての改正と規約の一部を改正する必要が生じたため、関係地方公共団体としての協議があり、3月28日までに回答を求められたもので、急施を要するため、専決処分をいたしましたものでございます。

次に、議案第2号 佐倉市、酒々井町清掃組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてをごらんください。読み上げさせていただきます。

議案第2号 佐倉市、酒々井町清掃組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。

佐倉市、酒々井町清掃組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成18年3月30日提出 佐倉市、酒々井町清掃組合管理者渡貫博孝

次ページをお開きください。条例改正の内容につきましては、別紙資料、新旧対照表を添付してございます。あわせてごらんください。主な内容につきましては、読みながらご説明させていただきます。

改正条例の中で調整手当を地域手当に改める改正がございますが、この改正は地方自治法の改正により、調整手当を地域手当に改正しようとするものです。第4条の改正を読ませていただきます。第4条第5項から第9項までを次のように改める。5 職員の昇給は規則で定める日に同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとする。6 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として、規則で定める基準に従い決定するものとする。7 55歳に達した日後最初に到来する4月1日以降に在職する職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは「2号給」とする。8 職員の昇給はその属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。9 職員の昇給は予算の範囲内で行わなければならない。

第4条に次の1項を加える。10 第5項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、管理者が規則で定める。

第4条第5項から第10項までの改正は、昇給に関する規定を定めたものでございます。内容につきましては、昇給時期を年1回規則で定める日とし、昇給は昇給日前1年間における勤務成績に応じて行い、勤務成績判定期間を良好な成績で勤務した場合には、4号給を基準として昇給するものとし、55歳以上の職員の昇給については、2号給とするものです。

次に、最後から2列目、第11条の3の改正を読ませていただきます。第11条の3の見出しを「(地域手当)」に改め、同条第1項中「調整手当」を「地域手当」に改め、同項後段を削り、同条第2項中「前項」を「前2項」に、「調整手当」を「地域手当」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に、次の1項を加える。次ページをお開きください。

地域手当の月額額は給料、管理職手当、及び扶養手当の月額の合計額に100分の8を乗じて得た額とする。第11条の改正につきましては、地方自治法の改正に伴い、現行の調整手当にかえて地域手当を新設するもので、地域手当の月額を8%の率で支給しようとするものです。

中ほどの第20条第4項の改正を読ませていただきます。第20条第4項中、「調整手当」を「地域手当」に改め、同条第5項中「5級」を「3級」に、「調整手当」を「地域手当」に改め、同条第6項中「事項は、」の下に「管理者が」を加える。第20条第4項の改正中、5級を3級にとありますのは、期末手当の役職加算を受ける者について、給料表の級の改正に伴い、改正となるものです。

次に第21条の改正を読ませていただきます。第21条第2項第1号中、「調整手当」を「地域手当」に、「100分の75」を「100分の72.5」に改め、同条第3項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第21条第2項中、「100分の75」を「100分の72.5」に改める改正は、平成17年度12月支給の勤勉手当支給率を100分の75に改正したことにより、勤勉手当の年間支給額が100分の145となり、平成18年度においては、6月と12月の支給を均等にするため、100分の72.5に改正するものです。また、調整手当を地域手当に改正されたことに伴う文言の改正を行うものです。

次の附則第19項及び第20項を削り、附則別表を削る改正につきましては、暫定給料を



廃止するものです。別表第1及び別表第2の改正につきましては、級号給の再編で、級につきましては1級と2級を、また3級と4級を統合し、9級制から7級制にしようとするもので、号給につきましては現行号給を4分割し、号給の増設を行おうとするものです。業務職給料表につきましても、見直しをするものです。

附則をごらんください。第1項、施行期日でございますが、平成18年4月1日から施行するものでございます。第2項は、級の切りかえで、附則別表第1により行うものでございます。第3項は、号給の切りかえで、附則別表第2により行うものでございます。第7項は、給料の切りかえにより、給与月額が下がる職員については、経過措置として平成18年3月31日に受けていた給料月額に達するまでの期間、その差額を給料として支給するものです。第11項は、佐倉市、酒々井町清掃組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正を行うもので、昇給時期等の改正に伴い、職務復帰後における給与の取り扱いについて、改正するものでございます。以上でございます。

次に、議案第3号 佐倉市、酒々井町清掃組合監査委員の選任についてをごらんください。読み上げさせていただきます。

議案第3号 佐倉市、酒々井町清掃組合監査委員の選任について。

次の者を佐倉市、酒々井町清掃組合監査委員に選任したいので、佐倉市、酒々井町清掃組合同規約第11条第2項の規定により、議会の同意を求める。

#### 記

住 所 印旛郡酒々井町馬橋583

氏 名 押 尾 完

生年月日 昭和18年4月9日

平成18年3月30日提出 佐倉市、酒々井町清掃組合管理者渡貫博孝

識見を有する者の中からの選任でございます。

略歴を添付してございます。説明は省略させていただきます。以上で議案第3号についての説明を終わります。

雑駁な説明で恐縮でございますが、議案の説明をさせていただきました。どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（望月清義君） これより質疑を行います。

岩澤正君

○2番（岩澤 正君） 議案2号についてですが、具体的な職員の給与の改正で数字上

どうなるかというのをお願いしたいと思います。

○議長（望月清義君） 太田登貴夫事務局長

○事務局長（太田登貴夫君） 今回の給料表改正によりまして、当組合では職員19名の平均値でございますが、改定率がマイナスの4.6%、月額にいたしますと、32万500円の減額となります。

以上でございます。

○議長（望月清義君） 岩澤正君

○2番（岩澤 正君） そういう意味では、簡単に言うと、給料減になるわけですが、ぜひ管理者に質問させていただきますが、管理者の責任としては、この組合を円滑に運営する、効率よく運営するという任務もあると同時に、私職員の暮らしを守るという責任があると思うのですが、そういう意味では今経済的に、情勢でいけばデフレから今度はインフレだと、そういう傾向を目指すという中で、減というのは管理者の職員の暮らしを守るといふ点では、どういうふうにか考えるのか、お尋ねします。

もう一点は、今度の改正の中で勤務成績に応じてというふうなあれです。一般的に公務員の勤務成績というのは、これ評価というのは、非常に難しいわけですが、特にこの清掃組合となると、勤務成績というのは、今回の改正でいけば、成績良好な者が今までどおりの昇給と。つまり、普通だったら、4号給上がらないで、2とか3とかになってしまうのか。具体的な運用として管理者がどう考えているのか、お尋ねいたします。

特に公務員というのは、みずからの暮らしを守る権利と同時に、やっぱり市民、町民に奉仕するという役目があるわけです。特に清掃業務などは、市民、町民に奉仕すればするほど、ある意味では財政的にはかかってしまう可能性、つまりリサイクルだとかあるいはごみの減量化を進め、リサイクルが進めば一定経費がかかる、減量化が進めば、あるいは収入は減ってしまう、こういう相矛盾する側面を持っていると思うのです。そういう中で成績を評価していくというのは、私としては非常に至難のわざなのかなという思いがするのですが、どのように考えているか、お尋ねいたします。

以上です。

○議長（望月清義君） ちょっと議長の方からお願いというか、申し上げます。

答弁につきましては、質問者の方には座ったままでやってもらっていますので、管理者初め執行部の皆さんには、座ったままでひとつ答弁をお願いしたいと思います。

管理者、渡貫博孝君

○管理者（渡貫博孝君） 第1点目の職員の暮らしを守るという点についてでございますが、これは確かにそういった側面もございます。一方で公務員でございますので、公務員としての身分保障は、法律によってなされているということで、今後ともこれはあくまでも法治主義、法律に基づいた形で職務については行っていくべきものと、そのように考えております。

もう一つは、勤務成績に応じて、これはご指摘のように、この組合の場合は一般の生活、住民生活の中で出てくる廃棄物の処理ということを担当しているわけでございますので、これを円滑にそしてまた極力経費を節減して、そして行っていくことが住民サービスの向上につながるものと、このように考えておりますので、いわゆる評価については、今後とも勤務評定マニュアルを作成をします。あるいはその他の個々の業務についての評価を行うような、そういった手法を開発をしていく必要があると、このように考えておりますので、客観的な評価が行えるように取り組んで、それに基づいて判断をしていくと。このように考えているところでございます。

以上です。

○議長（望月清義君） 岩澤正君

○2番（岩澤 正君） つまり、その客観的な評価というのが私先ほど非常に難しいのかなという、これを本当にだれが見ても客観的だなということ、このあれでいくと、管理者が規則で定めるということになっていまして、そうすると非常に客観的なのか、管理者の判断なのかというのが、だからそこはだれが見てもこういう評価ならいいだろうというのをぜひ、公表をしていただきたいと。そうしないと、管理者の独自の判断としか思えなくなってしまう。

つまりここの清掃組合、先ほど言いましたように、公務員の中でも特に特殊な、一定の一つの限られた仕事になるわけですね。市民、町民サービスといっても、一定の、ごみを処理する、つまりそこでの限られたサービスになるわけですので、ぜひその辺は職員に不利にならないよう、あるいは客観的に判断できるよう、そういう、強く、ぜひ、だれにでもわかるように、あるいは見られるようにしていただきたいとお願いいたします。

以上です。

○議長（望月清義君） 要望で。管理者

○管理者（渡貫博孝君） これはご要望というふうに承って、国でも人事評価制度の試

案をモデルとして、各自治体に示すというふうになっておりますから、そういったものを参考にして、今後人事評価制度を構築してまいると。また、公表するという点については、これはご要望におこたえできるものと、このように考えております。

以上です。

○議長（望月清義君） 戸村庄治君

○4番（戸村庄治君） 議案2号ですが、今の勤務成績に応じてと、評価、これまでは昇給試験というのですか、そういう一定の基準で、これが実際の、それだけでは評価できない、できないというのはたしかあったらしいのだけれども、それが勤務成績に応じてという、今も話がありましたように、非常に恣意的な思考が働くという要素も多分にあるだろう。

それから、その経費の節減という話がありましたけれども、その経費の節減が現状の中では、必ずしも住民福祉に貢献をしないと。住民負担に貢献をしないと、最近顕著としているということなどあると思います。

そういうことで、具体的にマニュアルという話がありますが、一体どういう方向でこのマニュアルなるものが考えられてくるのかという、既にこれがされれば、当年度これでやれば、前年1年間における、こうなってきますから、平成18年度における各職員の個別のその評価をするための何らかの人事政策がやられるのであろうかなど。そうすると、マニュアルの開発をしていく必要があると、こう言われていますが、こういう案件が出る限りは、かなりそういった方向性がもう、しっかりしたものが、一面ではあるのかなど。さらにそれをこの時期、現場の実情に即して検討するということは当然あるにしても、その辺のさらなる内容を聞きたい。

それから、次の第7条第2項中退職と離職というのは、どういうこと、文言、意味合いをもって使われてきたのかという点について、お聞きをしたい。

それから、もう一つ、この条例改正によって、先ほど月額で32万5,000円でしたか、3万2,500円か、これはいずれにしても、改めて聞きますけれども、月額として当組合の人件費がこれだけ節減されるという額というのは、どうなってくるのか。年間でどうだったのか。

それから、例えば生涯賃金で2,000万も違うよという話もあるわけです。55歳云々という話もありましたけれども、初任給をいただいて、退職するまでの間の職員が現状と比べて、どういう変化が起きてくるのかと。実際の、そういうのはもし推計なり試算な

りがあれば、お聞かせをいただきたいということでもあります。

○議長（望月清義君） 管理者、渡貫博孝君

○管理者（渡貫博孝君） 3点ご質問と拝聴いたしましたので、2点目の退職と離職、この違いについては、事務局がこの違いの説明をするようにいたします。

人事評価の客観性をどう保つかという、この点はやはり国の試案をこの後見ないと、なかなか私どもが今想像で物を言うことは、慎むべきであろうと思いますが、ごく一般的に考えられますこと、公務員ですから、まず服務規律をきちんとこれを遵守しているということ。これはいわゆる勤務の始まり、終わり、そして服務中の上司等からの職務上の命令、指示に従う義務、こういったものをきちんと果たしているか否か。特に勤務時間中は精励しているかどうか。これは、やっぱり現場監督者が見るところで判断できるというように考えております。

なおそのほかに事務処理、これは文書処理等の、これに要する起案、決裁を得るまでの時間等、そういったものについての短い、あるいは文書処理に非常に時間がかかる、それぞれ力の差は出てくる可能性がありますので、そういったことは、客観的な評価の対象にはなり得るであろうと。こんなことが想像、予想されますが、具体的には国の人事評価モデル等をよく吟味をしていきたい、このように考えております。これが1点目の方のご質問に対する私の考えていること、答えでございます。

なお、生涯賃金はもう既に、ご質問の中にもありましたように、幾ら幾らの減につながるというような指摘がなされるところでございますが、今回の国の構造改革の中で、やはり公務員の給与構造そのものを変えていかなければ、国も各地方も今後財政的にもう立ち行かなくなってしまう。こういったことが基本的にあって、そしてその構造改革の中で公務員の賃金についても、生涯賃金の抑制をしていく。そういうことで、各自治体の財政の健全化を図っていく必要がある。こういった観点でございますので、賃金については今後とも改定等はまだこの後であろうかと思えますから、そのときの社会情勢に合わせて、また人事院の勧告等がなされるものということで、職員の生活は守れるものであろうと、このように考えているところでございます。

では2点目のところは、事務局が補足をいたします。

○議長（望月清義君） 事務局長、太田登貴夫君

○事務局長（太田登貴夫君） 退職したを離職にしたという、この文言の改正なのですから、けれども。

○議長（望月清義君） 事務局長、座ったままでいいですよ。お願いします。

○事務局長（太田登貴夫君） 退職の場合は定年退職、あとは自分で、自主退職ですか、そういうものを今まで退職という言葉で表現しておりましたが、これは失職とすべての退職を含めて離職という名前で今回文言を改正いたしました。

3点目なのですけれども、組合の年間の減額ですか、それらはどのぐらいになるのかというご質問なのですけれども、これ今回の引き下げは行われますが、今回新旧表及びまたは地域手当、これ18年4月1日から実施されますが、今までの18年3月31日に受けていた給料月額、これは保障をすると、こうなっておりますので、さほど差は出ないものと考えております。

以上でございます。

○議長（望月清義君） 戸村庄治君

○4番（戸村庄治君） 今局長が言われたように、当面は激変緩和対策ということですから、しかし昇給率が今度変わると。ですから、そういう点では大きな当然影響が起きてくるということは、あると思うのです。ですから生涯賃金の問題で、先ほど言ったような点などが危惧されておりますから、切実な問題だと、こういう状況があるということです。ですから、今度のこの改定が大したことはないのだよというような、今の話ですとね、聞こえてしまうのです。それは、ちょっとやっぱり正確ではないのではないかな。したがって、具体的な数値で、どのような、この改定によって、推計がなされるのか。申し上げたように、初任給をいただく方々は、生涯賃金としてどう変わって、現状と比べると。推計すれば、格差が出てくるのかという点が、もし試算などしてあったら、いかがかと、こういう話ですが、その点はいかがですか。

○議長（望月清義君） 事務局長、太田登貴夫君

○事務局長（太田登貴夫君） 生涯賃金につきましては、計算はされておられません。また、非常に難しい算定になると思いますので、決して今回の改正がいいものと判断は、議員さんとられるように、例えば昇給がストップする年齢の方もおります。そういうものに関しましては、ただいいということではございませんが、職員にも今回の改正の内容につきましては、改正条例及び資料を添付して、文書で示してございます。また、意見、質問等を求めましたら、特にそういうあれはございませんでした。職員においても、構成市町においても実施する、内容でございますので、理解はしていただいております。

以上でございます。

○議長（望月清義君） 森野正君

○3番（森野 正君） 質問というよりも私の考えと要望になってしまうかと思えますけれども、いろいろ今回議案第2号の中で、生涯賃金考えたときに、非常に大きなものだという評価、表現される方もいますが、今までどおりのこの給与表でいけば、こうなる、今新しくなった給与表が固定的にこうなればこうなるという、かなり上下の開きが非常にあるような論理だろうと、私は思っているのです。ですから、今後経済状況によっては、賃金の上げもあるし、下げもあるなというようなことから、それは今の現状の中でこういう構造改革を前提としたこういう給与の変更というのは、これはあり得るなというのが私の思いであります。

その上で、勤務評価のことですけれども、やはりこれからもう能力主義というのは、どうしても公務員の中でも発生せざるを得ないだろうという、私は考え持っています、それとともに職場内での行動評価だけに限らず、対住民に対しての能力がやっぱり大いに問われてきてしまうという時代だろうと思っています。

そういう意味では、やはり能力主義と見たときに、人によってどうしても新たなる取り組みを積極的にやられる方もいるし、そうでないかなと思う方も、私も見ていていらっしゃるというのが現実だろうと思いますので、そういった意味ではなるべく恣意的な、個人的な感情を抜いても、やはりそういったことの評価はきちりしなくては、やった人とやらない人の差は、やっぱり出すべだろうというのが私の考えでして、そういう意味では、今後大いにそういう勤務評価について、ご検討いただきたいということで、意見として述べさせていただきます。

○議長（望月清義君） ありがとうございます。

ほかに質疑はないようですので、質疑はなしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

戸村庄治君

○4番（戸村庄治君） 大変、どうしようかなという苦渋のというか、私どもは自分の属している自治体では、やっぱり反対という明確な判断でありますので、いろいろの間状況など見ながら、さらに先ほどの質疑を通じて、これだけは述べておく必要があるなということがありますので、討論で言わせていただきたい。

先ほど管理者が言われましたように、公務員の給与構造を変えていかなければならないと、こう言われていましたけれども、これはやっぱりその裏側といいますか、そのベースとなっているのは官民格差是正と。極めて強い方向で強調され、構造改革なるものが言われ、また規制緩和が言われて、今日にいます。

そういう中で、では官民という、官の中ではどんな状況が起きているのかと。あるいは民の中で、官の中でどういう状況が起きているのかと。そういうことで住民はどうなのかということと、そういう結果で一体どういうことが今起きているのかというのは、ちょっとやっぱり言わせていただきたいと思うのです。

そういう点では、民の中ではちょうど1986年にこの労働者派遣法というものがつくられて、いわば労働行政における規制緩和だったのです。大きく、非常に短期的に見て、これはきょうの新聞に出ていたのですけれども、労働省の労働力調査という点で、2005年の派遣社員数というのは106万だ。2年前には50万だと、こういう話です。2か年で倍になってくると。今後どんどんそれが進んでくるのだと。

こういう中では、民の中でも非常に格差があると。この労働省の労働調査、新聞に出ておりましたけれども、こういう中で見ますと、男の場合正社員で月額、平均だそうですが、34万8,000円だと。非社員の場合は、21万1,000円だということです。

ところが、私も生活相談などを受けてきて、生活保護受けたいと。しかし、収入があると。家も持って8万以上ありますから、生活保護、しかし実際は暮らしに使うのは、ローンに支払ってしまうと、月4万ぐらいしか残らないというのだよね。病院へ入ったりしてしまっ。これはひどい話だ。ですから、聞いてみると、十五、六万だということです。大体この辺の派遣労働者の場合は。だから、大変な事態になっているわけで、ですから民間の中でも際立った労働政策の中でやられている。これをもろに今度は公務員にかぶしてといいますか、引き合いに出してくるわけです。

公務員が天井知らずかということ、やっぱりこれも労働権剥奪というのですか、スト権がないために人勧だと。この人勧がむしろどんどん、この原因もそうですけれども、賃下げの1方向に来ているわけです。だから、そういう点で非常に民間で働いている人、前はそうでなく、今非常事態になっているわけです。公務員は日の丸、親方日の丸、こうなっていますからね。

しかし、そういってもベースとしては、双方がそんなに豊かな状況でないと。お互いに厳しいところを競い合わせるような、持ってくると。ですから、公務員の給与構造や



っていかなければ、財政的にも立ち行かないのだよと、こういうのはまさにそういう手法でやってくるのです。しかし、これは際限がないと。先ほど、いや、これまた人勧が出て、あるいは給与の見直しがあるだろうと。当面、景気回復といいましたけれども、当面の見直しというのは、これはもうずっと後なき賃金カットの方向だと言わざるを得ないと思うのです。なぜかといえば、もっともっと拡大をされる、派遣労働者が。

それから、地方行政の中でもそうでしょう。指定管理者制度の施行で、いわば本採用をせずに、臨時的に、必要なときに必要な人員派遣してもらって、行政運営やろうという方向が始まってしまったわけです。これが広がれば広がるほど、公務員労働者の賃金は、これまた不安になってくるでしょうよ。そういうことでは、非常に住民の担税力というのが落ちてしまっていると。税金の負担する力は。しかし、そこで財政危機だから、定率減税はやめましょう。あるいは介護保険や医療負担をふやしましょうと。そうしなければ、医療制度を、あるいは雇用制度も維持できないで困っているわけです。もう見通しが全く持てないという状況の一路以外ないのではないかと。こんなことをして、一体どうなってしまうのか。非常に大きな心配があるわけです。金がないところで、競い合って捻出するためのカットする。

その一方では、これもきょう新聞に出ておりますけれども、金融業界を除いた、いわば企業の金余り現象、87兆円だと出ていました。ここには、まさに定率減税のときに一緒にやった減税政策などというのは、そのままです。ですから、法人税あるいは資産、いっぱいもらっている人たちの税率は、どんどん下げっ放しなのです。ですから、こういうだぶつきがある。銀行のお金を当てにしないというわけですから、それほどまでに、そこには何ら手つけずにいると。ここに本当に手をつけない限り、住民の暮らしの方向も、まさに住民の暮らしを守っていくべき地方自治体の役割を果たせないと。財政危機だと。こういうことがますます深刻になってくると思う。その手法といいますか、流れの中に乗っているのは、この人勧の今の状況だろうし、また今提案されている議案内容であろうというふうに思うのです。

ですから、そういう点から見ると、こういうことは本当に日本の経済にとっても、国にとっても、地方自治体にとっても、大変な事態を、ますます深刻な方向に行くよと。しかし、そういっても、現実的には民主的税制にすぐなるかと。これまたなかなか難しいと。しかし、地方自治体なり、こういった公共事業を支える企業体のところでは、一日もストップするわけにいかないと。業務を。そういうことを考えてみると、やはり

現状の中ではそうせざるを得ないのかなという思いも立ってくる。

そういう点でいえば、まさに苦渋の選択という言葉がありますけれども、そういう思いで本議案は反対をしないということにいたしましょうというふうに思っているのです。そういうことで、議案に対する態度について表明をして、討論ということにさせていただきます。

○議長（望月清義君） 討論、ほかになければ打ち切ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（望月清義君） 討論はなしとのこと。

これより採決を行います。

議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（望月清義君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（望月清義君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（望月清義君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（望月清義君） 以上をもちまして、平成18年3月佐倉市、酒々井町清掃組合議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前10時55分）

上記のとおり会議の顛末を録しここに署名する。

議 長 望 月 清 義

署名議員 森 本 一 美

署名議員 岩 澤 正